

議第103号

高山市観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

高山市観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成28年12月1日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

パスカル清見の施設の一部を廃止するため改正しようとする。

高山市観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高山市観光施設の設置及び管理に関する条例（平成16年高山市条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第7条関係）			別表（第7条関係）		
施設	区分	料金	施設	区分	料金
飛騨民俗村の部～殿下平総合交流ターミナルの部（略）			飛騨民俗村の部～殿下平総合交流ターミナルの部（略）		
パス カル 清見	宿泊料	1人1泊2食当たり 16,450円	パス カル 清見	オートキャン プ場	1回当たり 16,4 50円
	会議室	1室1回当たり 2, 050円			
	オートキャン プ場	1回当たり 16,4 50円			
森林公園大倉滝の部～平湯大滝公園の部 (略)			森林公園大倉滝の部～平湯大滝公園の部 (略)		

附 則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。